

地方独立行政法人大阪産業技術研究所 令和4事業年度の業務実績にかかる項目別評価（案）一覧表

大項目 No.	小項目 No.	年度計画に定めた項目	R3評価※		R4評価		意見 委員会	
			法人	知事	法人	知事案		
I 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
1	1	1 中小企業の成長を支えるための多様な技術分野における技術支援					A	
		(1) 多様なニーズに応える技術相談の充実 【利用者の利用満足度】90%以上⇒97.7%	V	V	IV	IV		
		(2) 多様な技術分野における高度な依頼試験の提供と設備機器の開放	III	III	III	III		
		(3) 国際規格対応の技術支援による中小企業の海外展開支援	III	III	III	III		
		(4) 多様な企業ニーズに応える企業支援研究の推進 【企業支援研究実施件数】118件⇒139件	IV	IV	IV	IV		
5	(5) インキュベーション施設を活用した起業・第二創業の支援	III	III	III	III			
2	6	2 技術支援のための研究力・技術力の向上に資する研究開発の推進					B	
		(1) 技術シーズの創出につながる研究の推進	V	V	IV	IV		
	(2) 時代のニーズに対応した戦略的な研究開発の推進 【競争的研究実施件数】100件⇒121件							
7	3 産業を支える人材の育成							
	(1) 企業が求める技術者の育成	II	III	II	II			
	(2) 関係機関との連携による次世代の産業人材等の育成 【人材育成延べ人数】520人⇒353人							
3	8	4 顧客満足度を高める事業化までの一貫通貫の企業支援					C	
		(1) 産学官連携によるオープンイノベーションの推進						
		(2) 利用拡大に向けた戦略的・積極的な情報発信						
		(a) 製品化成果事例集の発行 【製品化・成果事例件数】33件⇒30件						
		(b) 研究成果・技術情報をまとめた刊行物の発行						
		(c) 製品化・実用化につなげるセミナー・講演会等の開催	II	III	II	II		
		(d) 学会発表・論文投稿・技術講演等による成果普及 【技術情報発信件数】987件⇒765件 【研究論文発表件数】100件⇒95件						
		(e) ホームページ・ソーシャルメディア等による情報発信						
(f) プレスリリース等による効果的な情報発信								
	(3) 企業への技術移転等を見据えた知財戦略の推進 【知的財産出願・秘匿化件数】35件⇒21件							
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置								
4	9	1 自主的・自律的な組織運営					A	
		(1) 企業の利用メリットの最大化に向けた組織体制等	III	III	III	III		
		(2) 利用者目線での業務改善・業務の効率化						
		(3) 研究開発成果の評価と共有						
	(4) 設備機器・技術支援施設整備への効率的・効果的な投資							
10	2 職員の確保と能力向上に向けた取組							
	(1) 計画的・戦略的な職員の確保	III	III	III	III			
	(2) 職員の育成と意欲の喚起							
11	3 情報システム化の推進	III	III	III	III			
III 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置								
5	12	1 事業収入の確保						
		(1) 事業収入の確保と政策的な料金設定 【事業収入額(競争的研究費を除く)】594百万円⇒593.7百万円	III	III	III	III		
	(2) 競争的研究費等の獲得推進							
	2 財務基盤の強化と予算の効率的な執行							
IV その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためとるべき措置								
5	13	1 施設の計画的な保全と有効活用等	III	III	III	III	A	
	14	2 利用者の安全確保と職員の安全衛生管理	III	III	III	III		
	15	3 危機管理対策の推進・BCPの継続的改善	III	III	III	III		
	16	4 社会的責任の遂行のための取組						
		(1) 情報公開の徹底						
		(2) 個人情報の保護の徹底と情報セキュリティ対策の推進	III	III	III	III		
(3) 内部統制の充実・強化								
	(4) 環境に配慮した業務運営の推進							
V 大幅に上回って実施 IV 上回って実施 III 順調に実施 II 十分に実施できていない I 大幅に下回っている		S 特筆すべき進捗状況（知事が特に認める場合） A 計画どおり（すべての項目がⅢ～Ⅴの場合） B おおむね計画どおり（計画の未達成項目があるものの、法人の達成に向けた取組状況は評価できる又は未達成につきやむを得ない事情が認められる場合） C 計画を十分に実施できていない（計画の未達成項目があり、法人の取組状況が不十分である場合） D 重大な改善事項あり（計画の未達成項目があり、法人への改善勧告を要する場合等）						

※ 第2期中期目標を定めた際に、一部項目の統廃合を行うなどしたため、R3とR4の評価内容は完全には一致しない。